

第 12 回 彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会  
会議録（概要）

日 時	平成 28 年 11 月 28 日（月）午前 10 時 00 分～午後 0 時 00 分
場 所	豊栄のさと 2 階 視聴覚室
出席者	委員（11 人） 金谷健 橋本征二 善定亮太 松本光右 桃瀬公成 嶋中まさ子 平山奈央子 清水靖弘 七里咲江 中山進 土田雅孝（順不同）
	オブザーバー（6 人） 卯田隆 宮川伸夫 北川元洋 馬場貞子 米田志保子 喜多誠
	事務局（6 人）
	コンサルタント（2 名）
欠席者	なし
次 第	1 開会 2 委員長あいさつ 3 タイムスケジュールの確認……………資料 1 4 議題……………資料 2 (1) 第 10 回選定委員会での指摘事項について (2) 各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価について

会議内容	
1 開会 2 委員長あいさつ 3 タイムスケジュールの確認 4 議題	
1 開会 <b>【事務局】</b> 皆さまお集まりいただきましたので、第 12 回彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会を開催させていただきます。皆さま方にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の委員会は、全 11 名の委員の方にご出席いただいております。会議が成立していることをご報告させていただきます。 本日の委員会は、お昼 12 時までを 12 回の委員会とし、午後 1 時から第 13 回選定委員会を開催し、終了時刻は午後 4 時ごろを考えております。長丁場になりますが、どうぞよろしく願いいたします。 また、本日の委員会につきましても、第 10 回選定委員会以降同様に非公開とさせていただきます。よろしく申し上げます。 それではお手元の資料の確認をさせていただきます。乱丁・落丁がございましたらお申し出ください。本日の資料につきましても、持ち出し厳禁とさせていただきます。記入表は、記入後回収させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。それとは別に、「適性	

評価結果および評価の考え方」について、資料 5-2（最終）ということで、第 10 回に指摘事項等がございましたので、差し替えた資料をホチキス留めで付けさせていただいております。また、後ほど使用いただく資料として、委員の皆さまに、「各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価（20 点分）」において各委員が特に留意した点のコメントについて、聞き取りメモを 10 枚ずつお配りしております。オブザーバー様には、応募地ごとに A3 裏表の聞き取りメモをご用意しております。

それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。委員長、ごあいさつよろしくお願いたします。

## 2 委員長あいさつ

【委員長】 皆さん、おはようございます。今日は午前、午後ということで、長くなりますけれども、一番重要な委員会になりますので、よろしくお願いたします。

（以下については委員長より説明をいただいた内容）

- ・ 本日の委員会の全体の流れについて
- ・ 適性評価（二次評価）について（委員会設置要綱第 5 条第 3 項の規定により委員に変更があったため）
- ・ 記入表（様式）の書き方について
- ・ 各委員の採点結果とその理由の整合性について など

## 3 タイムスケジュールの確認

【事務局】（3 タイムスケジュールの確認について、資料 1の説明）

### 説明要点

- ・ 議題（1）では、第 10 回選定委員会での指摘事項や、第 10 回以降の変更点について説明し、各委員の承認をもって「選定要件による評価」（22 項目）の結果を確定したい。
- ・ 議題（2）では、「各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価」について記入表の記入方法を説明し、1 回目の採点を行う。
- ・ 昼食後、各委員に採点結果とその理由を説明していただき、質問や協議を行った後、各委員で自身の採点を見直し、事務局が回収・集計する。
- ・ 「各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価」に関する各委員のコメントは、最終的に報告書へ反映する。 など

議題 (1) 第 10 回選定委員会での指摘事項について

【委員長】(1) 第 10 回選定委員会での指摘事項について、説明をお願いします。

【事務局】(報告 (1) 第 10 回選定委員会での指摘事項について、**資料 2**の説明)

説明要点

- ・農地転用の解除に関して、最終的には担当課との協議になるが、担当課から特に問題ないと回答を得た。
- ・近隣市までの距離に関して、市境に加えて住宅までの距離を確認した結果、評価は変わらなかった。
- ・土地所有者に関して、所有者や相続人に関する調査を行った。
- ・用地取得費に関して、当初の評価方法としていた路線価が使用できないことに伴い、標準宅地の㎡単価を使用することとした。
- ・追加情報として、応募地周辺の道路改修に関する資料を提示した。
- ・道路整備費に関して、採用した進入路案の考え方を評価資料に追記した。
- ・概算工事費として、「造成費および用役整備費」、「用地取得費」、「道路整備費」の合計を算定し、価格に関する単位を「億円」に統一した。
- ・評価項目 2、3、4、7、12 に関して、各種指定等の該当部分の程度が分かるように表現を修正した。
- ・活断層および地質に関して、現地調査を行った。
- ・地盤の軟弱強度に関して、既存のボーリングデータを参考資料に添付した。
- ・住宅との位置関係に関して、距離を修正した。
- ・教育・医療福祉施設との位置関係に関して、最寄り医療施設を修正した。
- ・道路整備費に関して、用地取得費の算定方法変更に伴い、金額を修正した。
- ・現時点における応募地周辺道路の整備計画について説明した。

【委員長】時間が（タイムスケジュールと）少しずれていますが、今の指摘事項に対する対応への質問や 22 項目による評価結果についてのご質問等をお願いします。

各委員からの質問および事務局等の回答

【委員】重要な動植物等の生息状況は、どのように評価された結果でしょうか。

【中 外】適性評価結果の資料に記載したとおり、鳥獣保護法において鳥獣保護区として指定されている区域およびふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例において、守りたい育てたい湖国の自然 100 選、生息・生育地保護区として指定されている区域に指定されているかどうかで評価しております。

【委員】道路整備計画について、整備後は混雑が解消されると考えて良いのでしょうか。

【事務局】整備によって渋滞が全て解消されるかどうかは、明確な答えは事務局としても分かりかねますが、評価に当たり、具体的に決まっている情報は提示させていただきたいと思い、今回お示ししました。

【副委員長】 施設配置図によると進入路に副断層や破砕帯等が掛かっている所があるが、そういう理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 その通りです。

【委 員】 合意形成に関して、地元の合意が 100%に満たない応募地が心配です。また、応募地の近隣等についても、これまでの説明では「口頭で同意の了解をいただいている」と聞いている所もありますが、それを含めて判断の基準として評価していいということですか。

【事務局】 近隣等で明確に反対というところはございません。また、土地所有者でも「反対」と明記しておられる方はなく、全て「同意」または「同意見込み」で応募をいただいています。

【委 員】 応募地の自治体で道路計画の話をお聞きした際に、応募地に進入するために右折レーンが必要とのことでしたが、その計画には右折レーンを作ることは含まれていないのですか。

【事務局】 自治体の道路計画と右折レーンを作る話は別であり関係はありませんが、所轄警察署交通課のコメントでは、右折レーンを作るためには、その場所を拡幅しなければ作れないとのことですが、それに関する明確な計画はありません。

【委員長】 「副断層」や「破砕帯」は活断層ではないため、「各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価【20点】」で考慮するという仕分けで良いですか。

【事務局】 その通りです。

【委員長】 道路混雑度について、選定要件による評価結果はこの方法でやむを得ないと思いますが、管轄警察署交通課のコメントは、重要なことが記載されていますが、このコメントは、22項目には反映されておらず、20点の評価時に考慮するという仕分けで良いですね。

【事務局】 そうしていただければと思います。

【委員長】 合意形成について、100%でない応募地の「賛成」以外の人数が「反対」か「白票」か、議事録等で分かれば教えてください。「白票」は消極的な反対、「反対」は積極的な意味になります。

【事務局】 全ての応募地について投票ではなく挙手で行われており、議事録では手を挙げられなかった方の意志は明確には分かりません。

【委 員】 施設ができてからのランニングコストが気になります。例えば愛荘町に施設ができた際に、人口の多い彦根市から毎日パッカー車が来ることを考えると、道路混雑や環境への配慮にも関連します。パッカー車の移動距離の判断は、結局今の点数には反映できてないのではと思います。

【事務局】 22項目にて、ランニングコストと明確に出しているものはございませんが、評価項目 No. 19の収集運搬効率にて、人口重心を用いて評価しています。ランニングコストが出せるかどうか検討しましたが、現在パッカー車を所有しているのは彦根市のみで、他の4町は委託であり、試算に必要な車両の情報が入手できないため、断念しました。現在評価している収集運搬効率で判断いただければ結構ですし、20点を評価する際のランニングコストの考え方を含んでいただくことも考えられます。

【委員】確認したいことは、「応募地の土地所有者には同意見込みの方もいるため土地所有者全員が了解しているとは限らない」ということと、「土地所有者が応募区（自治会）内の方とは限らないため、土地所有者が了解しているということと応募地の賛同割合は別として考える」ということですね。

【事務局】その通りです。応募時から自治会に土地所有者の同意までお願いすると、応募が少なくなるのではという不安があったため、同意書まではもらわないと決めていただいております。土地所有者数は、手続きの手間に関する評価とさせていただいた方が良くと思います。

【委員】手続きの手間とおっしゃいましたが、建設候補地がどこか決定した場合、土地所有者に了解をもらいに行くのは自治会の責任ということで良かったでしょうか。

【事務局】そのように公募要項に書かせていただいております。

【委員長】では、20点を評価する際に、土地所有者数は多いほど手続き上の手間がかかるという意味と、理屈の上では同意見込みの方もいるため不確定な部分が増えてくるという理解で良いですか。

【事務局】自治会が応募時に責任をもって実施可能だという判断のもと、応募いただいていると事務局では思っています。また、建設候補地と決定後、そのことを3か月以内に解消することと明確に謳っております。

【委員長】22項目の評価結果について、基本的には反対のご意見はなかったと思いますので、了解ということでよろしいでしょうか。この点数で了解だという委員は挙手をお願いします。

【委員】（全委員挙手）

【委員長】ありがとうございます。

【事務局】それでは、午前中の協議ありがとうございました。午後から第13回ということで、午前中に予定していた記入表の記入方法の説明から始めさせていただきます。

## 結論

- ・以下については「各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価」に含めて考慮する。
  - 応募地周辺における道路整備
  - 活断層および地質に関する現地調査の結果
  - 道路混雑度の管轄警察署交通課のコメント
  - 合意形成における「賛成」以外の考え方 など
- ・「選定要件による評価」の結果は確定とする。
- ・「議題(2)各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価について」は第13回に持ち越す。